

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

興部町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 興部町地域

(1) 現況

オホーツク海沿岸中部に位置する本地域は、山間地の河川沿いを農用地として発展しているが、泥炭地などの特殊土壌が多く、気候が冷涼であることから、草地が中心となっており、自給飼料を中心としたEU諸国の水準に匹敵する大規模な酪農経営が展開されている。

しかしながら、農家戸数は年々減少を続け、農業従事者の高齢化も進行しており、引き続き新規就農対策を推進し、多様な人材の育成・確保に努めるとともに、認定農業者や農業生産法人など中核的な担い手の育成・確保と担い手への農地の利用集積、さらに酪農ヘルパーやコントラクターなど地域農業の支援システムづくりを進めることが求められている。

また、本地域は山村振興地域に指定されるなど、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

更に、近年、全道的に鳥獣被害が拡大しており、地域における駆除や被害防止対策などに向けた取組の強化が求められている。

本地域では、経営面積が広大であることから、農道や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	興部町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし